産前・産後ヘルパー養成講座

募集要項

制度改正にともない内容の追加があります！

　出産前後に体調不良などで家事・育児が困難で、親族などの支援を受けられない母親のために、調理や洗濯などの家事、授乳やおむつ交換、きょうだいの世話などの育児をサポートする「産前・産後ヘルパー」を養成します。

対象　次のすべての条件を満たす方

* ６４歳以下の方
* 介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者

(旧　訪問介護員２級以上の資格を有する方を含む)

* 産前・産後ヘルパーとして事業に従事する意志のある方
* 全日程を受講可能な方

**(ただし、以前養成講座に参加された方で、制度改正に伴う追加部分の講義を受講される方は、追加部分のみ受講可。)**

定員　２０名程度(申込先着順)(**※制度改正に伴う追加部分の講義を除く**)

開催日程　全２日間

1. 沐浴・調理実習：９月２２日(金)　　９：４５～１６：３０
2. 講義・保育実習：９月２５日(月)　１０：０５～１７：１０

※別日程にて普通救命講習(消防署実施)を受講していただく必要があります。

　(研修日程直前の講習開催日は９月9日(土)　必ず事前に消防署まで申し込んでください。)

* **制度改正にともなう追加講義のみを受講される方**

**９月２５日(月)　１１：４５～１２：３０**

場所　島本町ふれあいセンターまたは町立第四保育所

1. 沐浴・調理実習：２階　機能回復訓練室・３階　調理実習室
2. 講義・保育実習：３階　第二学習室・町立第四保育所

費用　無料

申込み　９月１日(金)～９月１５日(金)に社会福祉協議会にて電話で受付

※受付時間は月曜日～金曜日の午前９時～午後５時３０分

※先着順。定員に達し次第締め切ります。

※カリキュラムなどは役場１階子育て支援課とふれあいセンター１階社会福祉協議会窓口に設置しているほか、町ホームページと社会福祉協議会ホームページ(http://www.shimasyakyo.or.jp/)に掲載しています。

※**以前養成講座に参加し、「産前・産後ヘルパー」として認定を受けている方については、制度改正にともなう追加の講義を受講されないと、新制度におけるヘルパー業務に従事できません。**



申込み・問合せ

社会福祉協議会(☎962-5417・FAX 962-6325)

|  |
| --- |
| 平成２９年度　産前・産後ヘルパー派遣事業 |
| ヘルパー養成講座 |

|  |
| --- |
| **【日　時】** |

平成２９年 ９ 月２２日（金）　午前 ９ 時４５分～午後 ４ 時３０分

平成２９年 ９ 月２５日（月）　午前１０時０５分～午後 ５ 時１０分

|  |
| --- |
| **【場　所】** |

島本町ふれあいセンター　機能回復訓練室・第二学習室・調理実習室

町立第四保育所

|  |
| --- |
| **【内　容】** |

産前・産後ヘルパーとして必要な知識・技能習得のための研修

|  |
| --- |
| **【予定表】** |

|  |
| --- |
| **９月２２日(金)** |
| **時　間** | **講義内容** | **担当者** | **場　所** |
| 9:45～10:00 | オリエンテーション |  | 機能回復訓練室 |
| 10:00～12:00(120分) | 妊産婦と乳児の健康沐浴等実技 | いきいき健康課保健師 | 機能回復訓練室 |
| 12:00～13:00 | 昼食休憩 |  |  |
| 13:00～16:30(210分) | アレルギーについて調理実習 | 子育て支援課管理栄養士 | 調理実習室 |
| **９月２５日(月)** |
| **時　間** | **講義内容** | **担当者** | **場　所** |
| 10:05～11:35(90分) | 児童福祉の制度・サービスについて | 子育て支援課　職員 | 第二学習室 |
| 11:45～12:30(45分)★追加講義 | 講義妊産婦の支援について(妊娠初期～中期) | 助産師　講師 | 第二学習室 |
| 12:30～13:30 | 昼食休憩 |  |  |
| 13:30～15:00(90分) | 講義妊産婦の支援について(妊娠後期～出産後) | 助産師　講師 | 第二学習室 |
| 15:00～15:10 | 休憩・移動 |  |  |
| 15:10～17:10(120分) | 保育実技 | 町立第二保育所　保育士町立第四保育所　保育士 | 町立第四保育所 |

※予定は、変更する場合がありますのでご了承ください。

※二重枠囲み・★印講義は制度改正に伴う追加講義です。

産前･産後ヘルパーとして業務に従事するためには、別途、普通救命講習を受講する必要があります。